

交 職 第 8 5 8 号

平成 20 年 10 月 1 日

横浜交通労働組合

執行委員長 大槻 一太郎 様

横浜市交通事業管理者

池 田 輝 政



時間外労働及び休日労働に関する協定について

「時間外労働及び休日労働に関する協定（以下「協約」という。）」の期間取扱については、平成 20 年 6 月 30 日付で貴組合より「2008 年 8 月より 1 ヶ月単位とします。」との申し入れをいただきました。その後、協議が整いませんでしたので、平成 20 年 7 月 28 日交職第 551 号、平成 20 年 7 月 30 日交職第 577 号及び平成 20 年 9 月 9 日交職第 717 号により、「安定した事業運営を行うため協定の有効期間を従前どおり 1 年間とし、これに基き届出書もまた 1 年間の期間をもって労働基準監督署に提出したい」旨の当局の考え方を示し、貴組合の協約の有効期間を 1 年間としながらも時間外労働、休日労働に関する協定届の期間を 1 か月としてこれを届け出る理由について併せて文書をもって回答されるようお願いしたところです。しかしながら、本日現在、回答をいただいております。

なお、当局といたしましては、当該協約について解約の申し入れは受けておらず、平成 20 年 7 月 30 日に、6 月 30 日付の申し入れについて撤回する旨の口頭の意思表示を受けているところです。

については、平成 20 年 10 月 14 日までに文書回答がない場合は、口頭での意思表示を貴組合の正式な見解と認め、当該協約の有効期間を平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日までの 1 年間として取り扱いますのでお知らせいたします。